第５章　文化財の保存又は活用に関する事項

１．市全体に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針

宇陀市には、令和６年４月１日現在で、国の指定文化財 52 件、（うち、国宝８件）、奈良県指定文化財 40 件、宇陀市指定文化財 16 件、国選定の重伝建１件、国の登録文化財が５件の合計 114 件の文化財が所在し、選定文化財保存技術が１件ある。

これら指定等文化財は、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、宇陀市文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、保護のための措置を講じている。また、奈良県および市の教育委員会では所有者や管理者などに対して、適切な保存や管理に関する指導・助言を行っている。

一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く存在することから、本市の歴史的風致の維持向上を図る上でもこれらの未指定文化財の把握・記録の保存・活用を図ることが重要である。

文化財は指定・登録の有無を問わず、本市の歴史と文化を理解する上で必要不可欠なものであるため、調査を行い、価値が判明したものについては、市指定や国の登録制度などの活用、または歴史的風致形成建造物の指定を検討するとともに、適切な保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備や耐震補強等の防災対策を行う。

損傷が進みつつあるものや耐震補強の必要がある歴史的建造物は損傷の度合いに応じて応急修理または抜本修理を行うなどの支援策を講じて、所有者の負担を軽減して保全を図るとともに、所有者や周辺住民等と協働を検討し、活用を進める。

さらに、周辺環境を整えるため、空き家・空地対策を進め、修理修景等を適切に行い、町並み景観の向上を図る。また、奈良県景観計画及び各種のまちづくり施策と整合、連携を図りながら電線の地中化や移設、歴史的風致に配慮した景観に向けての整備、道路の美装化、良好な水辺空間の形成を進める。

また、歴史的風致に関係する文化財の調査が未実施の箇所については実態調査を実施し、その成果の記録保存及び情報発信を行う。

本市における文化財保護や保存、活用の基本計画とするために文化財の総合

的な把握と保護策をまとめたマスタープランおよびアクションプランを早急に作成するとともに、国が指定する各文化財については、今後保存活用計画を策定し、適切な保存と活用を推進し、今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により毀損し、毀損の進行による滅失を招く恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、毀損した場合の適切な修理が求められる。

事前の予防対策は、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

文化財の修理は、損傷の度合いや状況に応じて、応急的な修理または計画的な修理を行うとともに、史跡宇陀松山城跡保存管理計画・史跡森野旧薬園保存活用計画・宇陀市松山伝統的建造物群保存計画などの計画に沿って歴史の真正性を担保するため、過去の修理履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に指定文化財の修理や整備にあたっては、文化財保護法や奈良県・宇陀市の文化財保護条例等に基づくとともに、文化庁や奈良県教育委員会、奈良県文化財保護審議会、宇陀市文化財保護審議会等の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して適切な整備と修理を実施する。

また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用するとともに、民間企業等の支援や連携の推進を図っていくものとする。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、「宇陀市歴史文化館」として公開している施設が 2 棟ある。伊勢街道の分岐点に建つ「旧旅籠あぶらや」と、松山地区の北東部に建つ「薬の館」である。「旧旅籠あぶらや」は、伊勢街道に残る旧旅籠の遺構を活かしながら関連資料を展示公開する施設で、「薬の館」は薬問屋の遺構や所蔵品を展示公開する施設である。

また、松山地区内には、公開している伝統的建造物が 3 棟ある。旧歯科医院の町家をまちづくり活動の拠点施設として改修した「松山地区まちづくりセンタ

一千軒舎」、専用住宅を歴史文化遺産の研究拠点として改修した「まちかどラボ」、産業振興と地域活性化を図るために改修した「宇陀松山会館」である。

文化財建造物を活かした公開施設はいくつかあるものの、市の歴史を総合的に学習するとともに、保存や展示・学習研究など交流や情報発信する施設はなく、地域の歴史・文化の総合的情報発信の体制は不十分である。今後、各社寺の宝物館・収蔵庫など民間施設との連携や公共施設活用などを含め、多くの人の文化活動を通じての交流が可能な博物館などの基本活用方針の検討を行う。

本市は指定・未指定を含め、多数の文化財を所有しており、それぞれが歴史的・文化的価値を有していることから、その価値を説明する案内板を設置している。しかし、案内板が未設置のものや案内板の老朽化が進んでいるものがあるほか、市や文化財所有者・管理者が設置する案内板や誘導サインに統一性がないため、今後はそれらを整理して表示の統一化と多言語化を行い、情報発信をするガイダンス施設の整備を検討する必要がある。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響を与えることから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体にのみ措置を講じるのではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。

そのため、歴史的風致をつないだ面的展開が可能な周遊性と物語性を持った長期滞在メニューの開発や、重点区域相互を繋ぐ公共交通ネットワークの維持・拡充に取り組む。また、散策しやすい動線の確保や、歩いて周遊できる環境を創出する。さらに、景観に配慮した休憩施設やトイレ等の便宜施設の充実を図る。

これらの環境整備にあたっては、景観法や自然公園法などの関連法令と連動し、文化財とその周辺環境を保全するための取り組みを進め、今後も景観に関する住民意識の向上を図り、景観保全に努める。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、改善または除去するとともに、周辺整備を行う際は、周辺の環境と調和を図る。

（５）文化財の防災・防犯に関する方針

文化財のうち有形文化財は、火災・地震・落雷・水害・台風等の災害により既存、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

文化財が滅失するリスクの高い火災については、火災が発生しないよう予防対策の徹底、火災が発生した際の迅速な消化体制の確保及び日頃からの防災教育・訓練に取り組む。予防対策として、消防法で義務付けられている火災報知器や消火設備等の防災設備の設置に努め、防災教育・訓練は文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発に取り組み、文化財防火デーには所有者・管理者・消防が一体となった防災訓練を実施する。

地震への対応としては耐震診断を進め、可能な限り耐震補強工事を実施して毀損・滅失のリスク軽減を図る。

また、美術工芸品などの有形文化財は、盗難に遭わないように防犯設備設置を推奨するとともに、文化財パトロールの実施を継続し、所有者の防犯・毀損に対する意識向上を図る。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

宇陀市の歴史的風致の維持向上を図る上で、市内外の人々が歴史や文化財に対する認識を高めるため、継続的な文化財の有効活用を通じて普及・啓発を図る取り組みが重要である。

市内外の人を対象として実施する普及啓発は、案内板の設置や文化財パンフレット等の配布とともに、歴史文化講演会や文化財ボランティア養成講座を実施しているほか、指定文化財の公開等のイベント実施や、出土遺物の３Ｄデータをインターネット上で公開しており、今後もこれらの取り組みを継続して実施し、併せて、そのほか具体的に普及啓発などの方法についてのマスタープランも検討する。その中で文化財の普及啓発の交流スペースの充実も考慮する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、中庄遺跡をはじめとして、長い歴史と文化を物語る多数の遺跡が地下に残っている。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う際、届出・通知の必要を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査・発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護措置を奈良県教育委員会の指導・助言を受けながら実施する。

（８）教育委員会の体制と今後の方針

本市では、文化財に関わる業務は、教育委員会文化財課が主な役割を担っている。文化財の保護・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 14 号の規定により、教育委員会の職務権限とされている。そのため、文化財課（学芸員（考古学）１人）が中心となって、関係各課と連携しながら歴史的風致の維持向上の取り組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問会議として宇陀市文化財保護条例の規定に基づき、15 人以内の学識経験者等で構成される宇陀市文化財保護審議会（建造物１人、美術工芸１人、考古資料２人、古文書１人、史跡整備１人、歴史２人、天然記念物１人、民俗１人）が設置されている。歴史的風致を維持向上する上で未指定文化財を市指定文化財に指定するなどの際には、宇陀市文化財保護審議会に諮り指定する。

（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、本市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、所有者、管理者のみならず地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体等と連携することが不可欠である。

本市において文化財の保存・活用に関わる団体は、室生獅子舞保存会、龍口獅子舞保存会、宇陀市観光ボランティアガイドの会、などがある。今後、これらの団体の活動の活性化を図るため、情報提供や人材育成等を支援し、地域住民を主体とした文化財保護活動を推進する。

２．重点区域に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域には、令和４年４月１日現在で国の指定文化財 25 件、奈良県指定文化財８件、宇陀市指定文化財６件、国選定の伝統的建造物群保存地区が１件所在している。

これら指定等文化財は、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、宇陀市文化財保護条例のほか、関係法令に基づいて保護のための措置がとられてきた。今後、各指定文化財の特性に応じて計画的な保護を図るとともに、各指定文化財の重要性を行政と住民が共有できるようにする。

未指定文化財について、特に室生寺門前や古市場に所在する歴史的な建造物等で修理が必要なものや活用に供することができるものなどを歴史的風致形成建造物に指定し、適切な処置を講ずるほか、市指定文化財や国の文化財登録制度により恒久的な保存対策を検討する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財の把握や記録作成を進めるとともに、活動団体への支援を実施する。

＜関連事業＞

６－１．まちづくり調査（整備方針・事業計画策定）令和 7 年～9 年度

６－２．門前景観整備事業（室生）令和 9 年度～15 年度

６－３．旧街道景観整備事業（菟田野）令和 9 年度～15 年度

（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域において、修理が必要な有形文化財には、室生寺金堂や未指定文化財の喜楽座などがある。これらの文化財は、経年劣化による内外の毀損も進行しており、滅失のおそれがあることから、なるべく早い時期に修理を行う必要がある。

そのため、文化財価値を損ねないよう過去の修理履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、宇陀市文化財保護条例に基づき、修理を行う。

国の登録文化財、未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用を行う。

＜関連事業＞

６－７．空き家対策事業（古市場・室生・宇陀松山）
平成 24 年度～令和 15 年度

６－８．空き店舗等活用事業（室生）令和 7 年度～令和 15 年度

６－９．松山伝統的建造物群保存地区　保存整備事業（宇陀松山）
平成 18 年度～令和 15 年度

６－１０．重要資源整備・活用支援事業（宇陀松山）
平成 30 年度～令和 15 年度

６－１１．城跡の保存・整備事業（宇陀松山）平成 18 年～令和 15 年度

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、特定の地域に偏

っており、総合的情報発信の体制が不十分である。今後民間施設との連携や公共施設活用などの総合的な活用方針の検討を行っていく。また、案内標識については、老朽化や不統一性、インバウンド非対応などガイダンス機能が不十分である。

そのため重点区域内の公共施設を活用して情報発信、案内標識の設置や改修をすすめ、来訪者をもてなす環境を向上させる必要がある。

＜関連事業＞

６－１２．周遊促進事業（市内全域）令和 7 年度～令和 15 年度

６－１３．来訪者案内・誘導事業（室生・古市場・宇陀松山）
令和 7 年度～15 年度

６－１４．ハイカー・サイクリスト向け環境整備事業（室生）
令和 7 年度～令和 15 年度

６－１５．散策ネットワーク PR 事業（古市場）令和 7 年度～令和 15 年度

６－１６．散策路整備事業（古市場）令和 7 年度～令和 15 年度

６－１７．サイクリング環境充実事業（古市場・宇陀松山）
令和 7 年度～令和 15 年度

６－１８．交流機能強化事業（宇陀松山）令和 10 年度～令和 15 年度

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域はそれぞれ、寺院や神社の門前や、物資の集散地として発展した区域である。これらの区域は、戦前までの町家の集積や地形に沿って点在する農家など、それぞれに歴史を感じられる景観が残る。宇陀松山重点区域と古市場重点区域は市街地の機能と歴史的環境の調和のとれたまちなみ形成が求められ、室生重点区域では農村集落の特性を維持した景観形成が求められる。

宇陀松山重点区域は、宇陀市松山伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき歴史的町並みに配慮した景観形成を図っていく必要がある。他の重点区域については奈良県景観計画に基づいた景観形成を図ることになるが、建築物の形態・意匠・色彩についての規制・誘導にあたっては、必要に応じて、景観地区や地区計画の指定、建築協定や景観協定の締結などの各種手法の活用についても検討していくこととする。

＜関連事業＞

６－１．まちづくり調査（整備方針・事業計画策定）令和 7 年度～9 年度

６－２．門前景観整備事業（室生）令和 10 年度～15 年度

６－３．旧街道景観整備事業（菟田野）令和 10 年度～令和 15 年度

（５）文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重点区域内に立地する主要な文化財の大半は木造であり、火災が発生すると延焼により広い範囲に被害が及ぶことが予想される。そのため、火災対策が重要であり、文化財防火デー等の訓練により防災意識を高めていくとともに、所有者、管理者による自動火災報知機や警備システムの促進及び支援を行う。宇陀松山重点区域の場合は「松山地区防災計画」に基づいて整備を進める。

また、耐震補強については、耐震診断未実施の文化財が多いため、実施を促し、その結果に基づく耐震改修等を所有者と協議し、防災対策を推進する。

盗難や毀損から文化財を守るため、防犯カメラの設置を行うほか、公開時の見守りや定期的な点検・パトロールなどの防犯対策を講じる。

＜関連事業＞

６－７．空き家対策事業（古市場・室生・宇陀松山）
平成 24 年度～令和 15 年度

６－９．松山伝統的建造物群保存地区　保存整備事業（宇陀松山）
平成 18 年度～令和 15 年度

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域に所在する文化財について、パンフレット配布や建造物修理の現場説明会などを随時実施する等、積極的に普及・啓発を行うことにより、文化財の周知を図る。これにより、市内外を問わず広く文化財に対する理解を深め、宇陀市の歴史的風致の維持向上が期待できる。

民俗芸能や伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手の育成や技術の伝承などで多くの人の関与が重要であることから、過去から現在までの記録調査を実施し、円滑かつ確実に文化が継承されるよう努め、必要な支援を行う。

＜関連事業＞

６－４．地域活動支援事業（市内全域）令和 7 年度～令和 15 年度

６－５．史跡活用支援事業（宇陀松山）令和 11 年度～令和 15 年度

６－６．無形民俗文化財等調査記録情報発信事業（市内全域）

令和７年度～令和 15 年度

６－１０．重要資源整備・活用支援事業（宇陀松山）

平成 30 年度～令和 15 年度

６－１１．城跡の保存・整備事業（宇陀松山）平成 18 年度～令和 15 年度

（７）埋蔵文化財の取扱に関する具体的な計画

重点区域における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、下の図の通りである。宇陀松山重点区域では、埋蔵文化財包蔵地が大半を占めているため、重点区域内で歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。

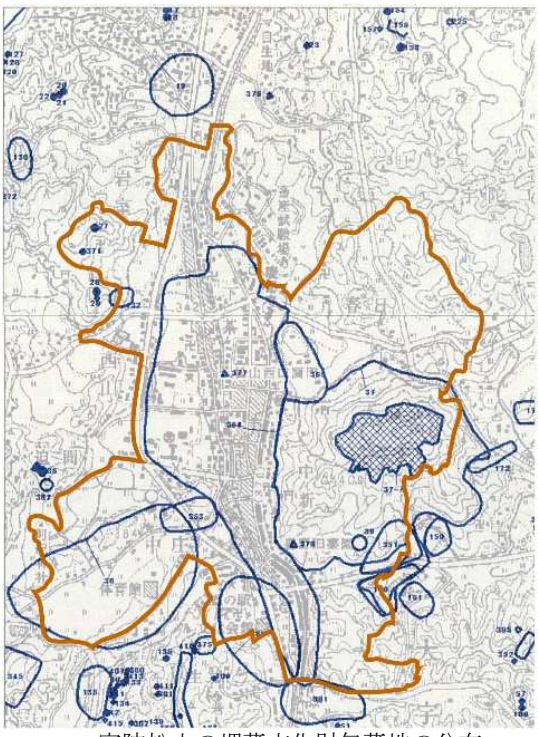

宇陀松山の埋蔵文化財包蔵地の分布

古市場の埋蔵文化財包蔵地の分布

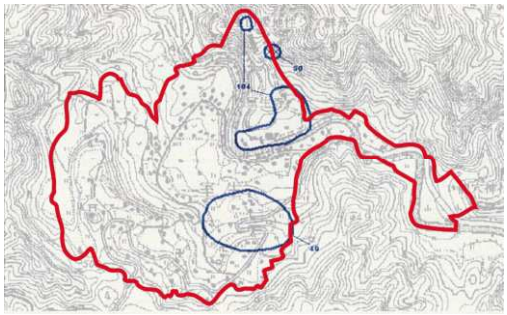

室生の埋蔵文化財包蔵地の分布

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域において指定文化財の保存管理や継承を行っている団体として、室生神楽保存会、龍口獅子舞保存会等があり、今後とも必要に応じて補助金を交付することも含めて支援を行う。

また、宇陀松山や室生寺門前、古市場ではそれぞれまちづくり協議会が組織され活動を行うほか、マルシェの開催やライトアップ・アートイベントを行う団体

も活動している。今後、伝統的町並みや伝統行事等の文化財の保存・活用を推進する上でこれらのまちづくり団体と行政が適宜連携を図ることが重要である。

＜関連事業＞

６－４．地域活動支援事業（市内全域）令和 7 年度～令和 15 年度

６－５．史跡活用支援事業（宇陀松山）令和 11 年度～令和 15 年度